主な記事
台東区商連が新体制報告　2
防災アクションガイド　3
アーケードでねぶた祭り　4

Shoten-gai NEWS
商店街ニュースN
第1226号
（令和８年）2026年11月5日
（毎月５日発行）
発行所　東京都商店街振興組合連合会
〒104-0061　東京都中央区銀座2-10-18
電　話　03－3542－0231～5
FAX　03－3542－0236
URL　http://www.toshinren.or.jp/
購読料　年間2,500円［送料込み、会費に含む］

都商連

国へ予算要望書を提出
地域経済の活性化へ支援求める

自由民主党東京都支部連合会が10月2日に開催した聴取会に東京都商店街連合会の執行部役員が出席し、来年度国家予算・税制改正等に対する要望活動を行った（写真）。山田昇会長は、商店街への日頃からの支援に感謝を述べるとともに、引き続きの協力と政策の充実を求めた。



要望は、以下の四つの柱からなる。

①地域経済の活性化を喚起する事業の実施を要望するとともに、その効果が地域の商店街に及ぶよう配慮を求めた。次に、適正な価格転嫁の実現に向けた施策や、電気・ガス料金の負担軽減、LED照明や高効率エアコン等、省エネ設備導入への支援も要望。また、防災・減災対策として共同施設の耐震化や防災備品の整備・購入への補助を求めるとともに、商店街が自主的に取り組む防犯・見守り活動への支援も求めた。さらに、一定規模の大型商業施設の出店・撤退に伴う地域への影響を緩和するため、地域団体との地域貢献活動や経済活性化の取り組みの協議等を行う仕組みの構築を求めた。

②では、商店街向けの施策として、老朽化した共同施設（アーケード、街路灯、カラー舗装等）の改修・撤去、防犯カメラやAEDの更新、空き店舗対策、振興組合への優遇措置（補助金制度の創設や補助率の引き上げ、申請書類の簡素化等）や設立要件の緩和等を要望。老朽化した店舗のリノベーションや、にぎわいを生み出すために行うイベント開催費用の支援も求めた。さらに、都道府県商店街振興組合連合会や区市商店街振興組合連合会が、連携事業や市場調査等に取り組めるよう、連合会の人件費等への支援を要望。商店街振興を目的とした基金の創設も求めた。

個店向けの施策としては、キャッシュレス化支援（端末機器の導入、維持費支援等）と決済手数料の低減を求めた。また、IT導入補助金の対象に支援要員の派遣やパソコン・POSレジの整備費も含めるよう要望した。

③ではまず、中小小売商業者の経営基盤を強化するため、振興組合や中小法人等に対する法人税の軽減措置、事業承継税制の特例措置後における新たな特例措置の整備、固定資産税等の負担軽減、個人事業主等の控除引き上げ、適用期限を迎える特例措置（中小企業者等の少額減価償却資産の全額損金算入等）の延長を求めた。

次に商店街振興組合の活性化を図るため、空き店舗に対する固定資産税等の減免と見直し、公共・公益性が高い共同施設への税負担軽減、振興組合に対する法人住民税の負担軽減、消費税関連対策の維持・拡充を要望した。特に、食料品の消費税が減税された場合の対応については、小規模な個人商店で値札の貼り替えやシステム改修などの負担が生じるほか、2年後の税率引き上げによる反動も懸念されるため、特別融資制度の創設や価格表示義務の経過措置等への配慮を求めた。また、テイクアウトの税率が引き下げられた場合に店内飲食との税率差が広がり、飲食店の売上減少に及ぶ可能性があることから、飲食店中心の需要喚起策を講じるよう要望した。

④では、商店街が公共的な役割を担い、地域コミュニティーに貢献していることを踏まえ、地方公共団体が国の諸交付金を活用するなどして十分な商店街関係予算を確保できるよう、強力な後押しを求めた。

中企庁長官と意見交換



全国商店街振興組合連合会の山田昇理事長は9月25日、中小企業庁の野原諭長官を表敬訪問し、商店街の現状について意見交換した（写真＝全振連提供）。

中企庁

受賞商店街の視察会
参加者募集 11月20日締切

キラキラ橘は12月4日開催

中小企業庁は、「地域にかがやく わがまち商店街表彰2026」受賞商店街の「視察・意見交換会」への参加者を募集している（チラシ）。



ち商店街表彰2026」受賞商店街の「視察・意見交換会」への参加者を募集している（チラシ）。

11月下旬～12月にかけて全国4カ所で開催するもので受賞商店街の取り組み事例を共有し、商店街や地域経済の活性化につなげる。

現地では受賞者による事例発表後、商店街を視察する。関係者や支援機関との意見交換のほか、専門家や有識者へ悩みの相談をすることもできる。都内では、墨田区の向島橘銀座商店街協同組合（下町人情キラキラ橘商店街）で行われる。

参加費は無料で、定員は各回先着20人。開催日程等の詳細と申し込みフォームはQRコードから。11月20日締め切り。

今年の秋の踊りおさめ

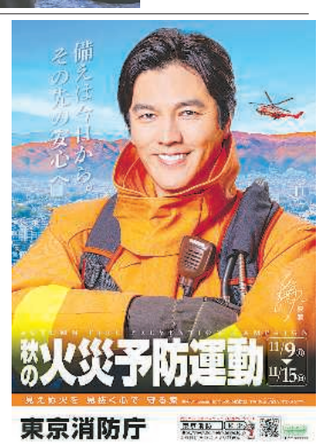


文京区・白山上向丘商店街振興組合（上本邦雄理事長）主催の「白山まつり」（10月4日）が行われ、今年の踊りおさめとして盆おどりを楽しむ人々でにぎわった

白山上向丘（振）

秋の火災予防運動
11月9～15日まで

東京消防庁



東京消防庁は今年も「秋の火災予防運動」を実施する。

期間は11月9～15日。ポスター（写真）モデルは俳優の要潤さんが務める。

空気が乾燥したり暖房器具を使用する機会が増えたりすることで火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、都民に防火防災意識や防災行動力を高めてもらい、万が一、火災が発生しても被害を最小限にとどめられるようにするのが狙い。

STOP！住宅火災

今回は「STOP！住宅火災」を掲げ、たばこの不始末に注意すること、就寝・外出時はストーブを必ず消すことなどを、出火を防ぐポイントとして紹介している。

要さん起用動画を公開中

なお、秋の火災予防運動特設サイトでは、防火防災訓練への積極的参加を呼びかける要さんのメッセージ動画が見られる（QRコード）。

賀詞交歓会
1月7日（木）

東京都商店街振興組合連合会と東京都商店街連合会は、合同で新年賀詞交歓会を2027年1月7日（木）午前11時から、新宿区西新宿の京王プラザホテルで開きます。

会費は1人1万2千円です。

ぜひ、ご参加ください。

TOSHINREN-information

魅力ある街づくりのためには
“振興組合化”から！



■振興組合設立のためには？

振興組合を設立するためには、発起人が7人以上おり、次の３つの要件を満たすことが必要です

①小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること

②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと

③その地区内の組合員有資格者の２／３以上が組合員となり、かつ、総組合員の１／２以上が小売商業またはサービス業であること

■振興組合設立のメリットは？

①人的なまとまりが強くなり組織力が強化されます

②組合運営および会計が明確化され新規加入促進につながります

③法律に基づく法人であるため、社会的な信用が高まります

④国や都、区市など行政の助成金や施策が活用できます

詳しくは 東京都商店街振興組合連合会 組織課へお問い合わせください　TEL：03（3542）0231